

○太陽光発電は更新手続きが必要です!!

重要

太陽光発電システム設置者のみなさまへ

平成29年4月1日から再生可能エネルギーの
固定価格買取制度(FIT)が新しくなります。

Q、何故、固定価格買取制度が新しくなるの？

A. 新たな未稼働案件を防止し国民の負担を抑制する。

A. 景観や安全上のトラブルが発生している状況に、設置者の認定情報を公表する仕組みを設ける。 など

●新制度移行後に必要な手続き

・移行後6ヶ月以内(平成29年9月30日)までに事業計画の提出
提出されない場合は認定が原則失効扱いになります。

●対象者

・固定価格買取制度(FIT)を利用して太陽光システムを導入したお客様
(主に平成24年7月1日以降に設置したお客様)で設置容量問わず全てのシステム
が対象になります。

※10kW未満、10kW以上～50kW未満、50kW以上毎に申請の方法は異なります。

【新制度で追加される主なもの】 「太陽光事業計画策定ガイドライン抜粋」

- ・適切に保守点検及び維持管理するために必要な体制を整備し、実施するものであること。
- ・外部から見やすいように事業者名等を記載した**標識の設置**。
(屋根上を除く20kW以上の野立て太陽光)
- ・発電設備の廃棄その他事業を廃止する際の設備の取扱いに関する計画が適切であること。
- ・第三者が容易に立ち入ることが出来ないよう**フェンス等を設けること**。
(野立て太陽光全て)
- ・遠隔監視システムの設置を**推奨**

●固定買取制度に関する情報提供WEBサイト

経済産業省資源エネルギー庁 ホームページ「なっとく！再生可能エネルギー」
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/

●固定価格買取制度に関するお問い合わせ



0570-057-333
電話受付時間 平日9:00~18:00

早めの手続きが必要!



●今月のマル得情報 目的は未稼働案件の防止と景観や安全のトラブル防止です

商品名 太陽光発電契約更新

☆ 内容のご質問等については tel 0256-33-0222 担当: 五十嵐まで ホームページ www.honmadenki.co.jp でバックナンバーもご覧になれます



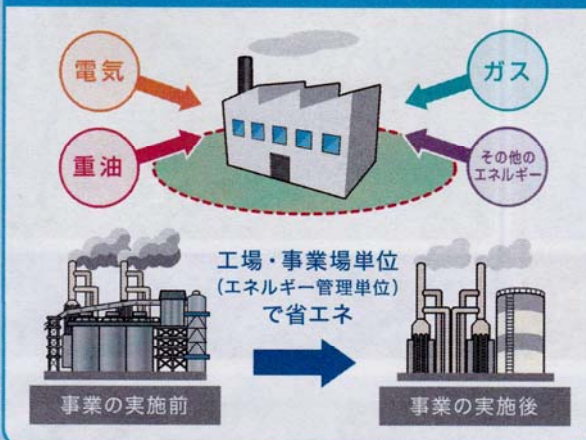
あたらしい 省エネ補助金が 始まります!!

工場・事業場単位と設備単位の両面から、
国内で事業を営む法人と個人事業主のみなさまの
省エネルギー対策を応援します。

平成29年度省エネルギー投資促進に向けた支援補助金
(省エネルギー投資促進に向けた支援補助事業のうちエネルギー使用合理化等事業者支援事業)

I. 工場・事業場単位での 省エネルギー設備導入事業

- ・業種や設備は限定していません。
- ・省エネルギーとなる事業は申請可能です。
「どのような省エネ設備に更新するか」、「省エネ取組を行うか」を検討の上、申請ください。
- ・省エネルギー効果の計算方法は、事業者の方が検討・決定してください。



II. 設備単位での 省エネルギー設備導入事業

- ・業種は限定していません。
- ・更新設備は10の設備区分の中から選択してください。
- ・補助事業ポータルへ入力いただければ、省エネルギー効果計算や申請書類の作成が簡単にできます。



設備投資の内容にあわせて補助事業を選んで省エネ!



1. 工場・事業場単位での省エネルギー設備導入事業 ※1

(ア) 省エネルギー対策事業

省エネ設備への更新・改善等、計測・見える化等の機能を備えたエネルギーマネジメントシステム(EMS)の新設により省エネを達成する事業

いずれかを満たせば申請可能

- ① 工場・事業場の省エネ率が1%以上(単位: kI)
- ② 工場・事業場で使用量を1,000kI以上削減(省エネ量)
- ③ 費用対効果が補助対象経費1,000万円あたり省エネ量200kI以上
- ④ エネルギー消費原単位の改善率1%以上(単位: kI)

(イ) ピーク電力対策事業

ピーク電力対策時間帯の電力使用量を削減するため、蓄電池、蓄熱システム、自家発電設備を新設する事業

いずれかを満たせば申請可能

- ① ピーク対策効果率が5%以上(単位: kWh)
- ② ピーク対策時間帯で使用する電力を190万kWh以上削減(ピーク対策効果量)
- ③ 費用対効果が補助対象経費1,000万円あたりピーク対策効果量80万kWh以上
- ④ ピーク対策原単位の改善1%以上(単位: kWh)

(ウ) エネマネ事業

SIIに登録された計測・見える化等の機能を備えたエネルギーマネジメントシステム(EMS)を用いて、エネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、より効果的な省エネルギー対策を実施する事業
※SIIホームページの公開情報からご確認ください

「EMSの制御効果と省エネ診断等の運用改善効果」で省エネ率2%以上を達成する事業
(単位: kI)

または、工場・事業場のピーク対策効果率10%以上を達成する事業(単位: kWh)
※計測に基づくこと



- ・投資回収年が5年以上の事業が対象です。
- ・「エネルギー使用量が1,500kI以上の工場・事業場」と「中小企業に該当しない会社法上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社(みなし大企業を含む))」は省エネ法の中長期計画等に記載されている事業のみが対象となります。

申請パターン



いずれの場合も(ア)~(ウ)それぞれ要件を満たす必要があります。

※1 トップランナー制度対象機器を導入する場合は、トップランナー基準を満たす機器のみを補助対象とします(1. 工場・事業場単位のみ)。
トップランナー基準: 指定された製品のうち、その時点で最も省エネ性能に優れた製品の省エネ水準、技術進歩の目安等を参考に定めた、エネルギー消費効率の基準のこと。
※2 複数事業者で実施する「工場・事業場間一体省エネルギー事業」は1事業あたりの補助金上限額は30億円/年度(1. 工場・事業場単位のみ)。
※3 事業規模が大きく、単年度での事業実施が困難な事業(複数年度事業)の1事業あたりの補助金上限額は50億円(1. 工場・事業場単位のみ)。

2. 設備単位での省エネルギー設備導入事業

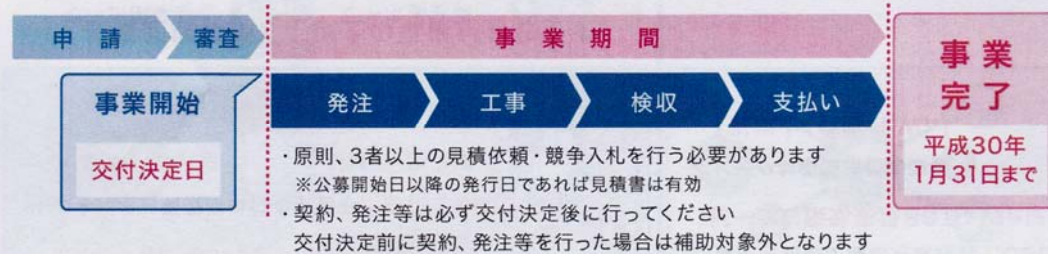
以下の既設設備を一定以上の省エネ性の高い設備に更新する事業

- ① 高効率照明
- ② 高効率空調
- ③ 産業ヒートポンプ
- ④ 業務用給湯器
- ⑤ 高性能ボイラ
- ⑥ 高効率コージェネレーション
- ⑦ 低炭素工業炉
- ⑧ 変圧器
- ⑨ 冷凍冷蔵庫
- ⑩ 産業用モータ

補助対象経費	設備のみ
補助率	補助対象経費の1/3以内
補助金限度額	【上限額】1事業あたり 3,000万円 【下限額】1事業あたり 50万円 ただし中小企業者、個人事業主は 30万円

全体スケジュール

	平成29年5月
公募説明会	11日(木)さいたま 12日(金)仙台 15日(月)沖縄県宜野湾
	16日(火)大阪 17日(水)高松 18日(木)福岡
	19日(金)広島 22日(月)札幌 23日(火)名古屋
	23日(火)東京 24日(水)富山
	※SIIのホームページ (https://sii.or.jp/) で事前エントリーが必要です
公募期間	<u>平成29年5月25日(木)～平成29年6月26日(月)</u>
交付決定	平成29年8月下旬(予定)
事業期間	交付決定日から平成30年1月31日まで



留意事項

- ・当資料は事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず公募要領等をご確認ください。
- ・事業完了(設置完了、検収、支払完了)後、SIIに実績報告書を提出する必要があります。
SIIの確定検査後に補助金を支払います。
- ・設備の稼働後、省エネルギーの実績をSIIに報告する必要があります。
- ・導入する設備は固定資産登録を行い、法定耐用年数の間、継続的に使用する必要があります。
導入した設備を財産処分する場合は、SIIの承認を得る必要があります(補助金を返還いただく場合もあります)。

申請について、ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

ナビダイヤル
(通話料がかかります)

0570-055-122

IP電話からのお問い合わせ **042-303-4185**
受付時間: 10:00~12:00, 13:00~17:00
(土日祝日を除く)

一般社団法人 環境共創イニシアチブ ▶▶▶▶▶ <https://sii.or.jp/>